



内容

I. 法人税

- プロモーションの書類に関する 2018 年 7 月 26 日付ロンアン税務局発行
オフィシャルレター1791/CT-TTHT 号
- 海外において実施される情報技術プロジェクトの法人税に関する 2018 年 7 月
31 日付ハノイ税務局発行オフィシャルレター53064/CT-TTHT 号

II. 個人所得税

- 試用期間給与の個人所得税に関する 2018 年 7 月 9 日付ハノイ税務局発行
オフィシャルレター47484/Ct-TTHT 号

III. インボイス

- インボイス違反についての処理ガイダンスに関する 2018 年 7 月 13 日付財務省発行
オフィシャルレター2775/TCT-CS 号

IV. その他

- 技術移転契約の実施報告制度に関する 2018 年 5 月 15 日付科学技術省発行
通達 02/2018/TT-BKHCHN 号



I. 法人税

プロモーションの書類に関する 2018 年 7 月 26 日付ロンアン税務局発行 オフィシャルレター1791/CT-TTHT 号

会社が 2018 年 7 月 15 日以降の事業活動の目的でプロモーションプログラム（総費用は 1 億 VND 以下であること）を実施する場合、商工局へ報告する必要がない。

損金算入を認められる書類・証憑は、プロモーションプログラム（法的代表者の署名、押印）及び規定によるインボイス、関連証憑である。

参考文献

政令 81/2018/ND-CP 号第 17 条第 2a 項

海外において実施される情報技術プロジェクトの法人税に関する 2018 年 7 月 31 日付ハノイ税務局発行オフィシャルレター53064/CT-TTHT 号

会社が海外にサーバーを置く情報技術システム投資プロジェクトを実施する場合、有形固定資産と無形固定資産を区分することと共に、会社の所有権証明書類があり、ベトナム機関より承認されることなどの条件を満たせば、サーバーの償却費及びシステムに関する費用は法人税計算時に損金算入を認められる。

参考文献

+通達 45/2013/TT-BTC 号第 3 条第 1、2 項

+通達 96/2015/TT-BTC 号第 4 条

II. 個人所得税

試用期間給与の個人所得税に関する 2018 年 7 月 9 日付ハノイ税務局発行 オフィシャルレター47484/Ct-TTHT 号

試用契約満了時に会社が労働者と 3 ヶ月以上の正式な労働契約を締結する場合、会社は試用期間給与からの累計金額に基づき税金控除を実施する。

一方、会社が労働者との正式労働契約書を締結しない場合、試用期間給与分に対する税率 10%（労働者に宣誓書がある場合を除く）を適用して源泉徴収を実施することになる。

例：会社が個人 A と 2018 年 6 月 10 日から 2018 年 8 月 9 日までの試用契約を締結し、報酬は 300 万 VND/月（個人所得税を含む）である。給与計算期間は前月の 16 日から今月の 15 日までで、毎月 20 日に支払う。従って、2018 年 7 月 20 日に会社が労働者に 2018 年 6 月 10 日から 2018 年 7 月 15 日までの所得を支払う際に個人所得税 10%の控除を行う。2018 年 8 月 20 日に、会社が個人 A との正式契約書を締結する場合、2018 年 7 月 16 日から 2018 年 8 月 15 日まで（そ



の内、2018年7月16日から2018年8月9日までの試用期間を含む)の勤務期間の累計により累進税率に基づく個人所得税の控除を実施する。

III. インボイス

インボイス違反についての処理ガイダンスに関する 2018年7月13日付 財務省発行オフィシャルレター2775/TCT-CS号

売り手は、使用が認められない(税務局の決定がある)インボイスを使用又は登録済の住所で活動していない(税務局の通知がある)場合、以下のように処罰される。

- 購入者は不法なインボイスを使用したため行政違反処罰を受ける。また、付加価値税控除はできず、法人税法上損金算入を認められない。
- 売り手は不法なインボイス使用により行政違反処罰を受ける。

参考文献

- + 政令 51/2010/ND-CP 号第3条第8、9項
- + 通達 215/2013/TT-BTC 号第13条第1項
- + 政令 109/2013/ND-CP 号第38条第5条、第39条第2項
- + 通達 39/2014/TT-BTC 号第27条
- + 通達 10/2014/TT-BTC 号第3条第7項

IV. その他

技術移転契約の実施報告制度に関する 2018年5月15日付科学技術省発行 通達 02/2018/TT-BKHCHN号

本通達第2条によると、毎年、技術移転の当事者(ベトナムから海外に技術を移転する場合)は科学技術省に技術移転契約実施報告を提出しなければならない。

本通達のフォーム05を使用し、申告年度の12月31日までに提出しなければならない。データは前年の12月15日から翌年の12月14日までの報告が義務付けられている。

報告書は文書として作成し、用紙報告(窓口への提出又は郵送)または電子報告(メールアドレス: vudtg@most.gov.vnへ送付)の何れかの方法で報告する。

本通達は2018年7月1日に発効する。



I-GLOCAL CO., LTD.

VINA BOOKKEEPING CO., LTD

Ho Chi Minh City Office

14th Floor, TNR Tower, 180-192 Nguyen Cong Tru, District 1, HCMC, Vietnam

Tel: +84 28 3827 8096 Fax: +84 28 3827 8097

Takayuki Jitsuhara (真原): takayuki.jitsuhara@i-glocal.com

Vo Tan Huu: vo.tan.huu@i-glocal.com

Tran Nguyen Trung: tran.nguyen.trung@i-glocal.com

Cao Hoang Vuong: cao.hoang.vuong@i-glocal.com

Tran Cong Hung: tran.cong.hung@i-glocal.com

Duong Quynh Nga: duong.quynh.nga@vinabookkeeping.com

Hanoi Office

R.1206, 12th Floor, Indochina Plaza Hanoi Tower, 241 Xuan Thuy, Cau Giay Dist., Hanoi, Vietnam

Tel: +84 4 2220 0334 Fax: +84 4 2220 0335

Naoki Fukumoto (福本): naoki.fukumoto@i-glocal.com

Ta Huong Ly: ta.huong.ly@i-glocal.com

Nguyen Thi Dung: nguyen.thi.dung@vinabookkeeping.com

Website: <http://www.i-glocal.com>

<http://www.vinabookkeeping.com>